

陸水物理研究会 会則

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、陸水物理研究会 (The Japanese Society of Physical Hydrology) という。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本会は、陸水物理学に関する研究を進展させ、会員相互ならびに国際間の学術交流を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を果たすために、本会は次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 総会ならびに例会の開催
- (3) Hydrology の研究に必要な会報と情報交換誌 (Newsletter) の発行
“Waternews” (Newsletter on Activity of Hydrological Science)
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第 4 条 会の事業年度及び会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第三章 会 員

(会員)

第 5 条 本会会員は本会の目的・趣旨に賛同する正会員、学生会員、賛助会員をもって構成する。

正会員は本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

学生会員は、研究生等を含む大学院生、学部学生からなり、本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

賛助会員は本会の目的・趣旨に賛同し、これを賛助する個人または団体とする。

第 6 条 本会の会員は以下の権利を有する。

正会員 総会における投票権。役員選挙権及び被選挙権。会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

学生会員 会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

賛助会員 会誌への投稿。学術大会における発表。

(会費)

第 7 条 会員は次の会費を納付しなければならない。

年会費 正会員 2,000 円, 学生会員 1,000 円, 賛助会員 2,000 円

第四章 役 員

(役員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、運営委員会委員長 1 名、運営委員会委員 若干名。

(会長)

第 9 条 会長は本会を代表し、毎年一回以上総会及び運営委員会を招集しなければならない。会長に事故ある場合は運営委員会委員長がこれを代行する。

(運営委員会委員長)

第 10 条 運営委員会委員長は、運営委員会を主宰し、会務を総括する。

(役員を選任)

第 11 条 会長及び運営委員会委員の選出は、運営委員会での議を経て被推薦者を選出し、総会での決議による。運営委員会委員長は運営委員の互選による。会長および運営委員会委員長の任期は 3 年とするが、再任を妨げない。

第 12 条 会計監査は正会員の中から運営委員会によって選出される。

第 13 条 役員に欠員が生じ補充が必要なときは、運営委員会の議を経て総会での決議を得なければならない。

第 14 条 本会則は総会における決議によって改正することができる。

1984 年 9 月 26 日制定

2005 年 9 月 19 日改正

2014 年 12 月 6 日改正